

埼玉県立高等技術専門校令和8年度入校案内デザイン・印刷業務委託仕様書

1 委託業務名

埼玉県立高等技術専門校令和8年度入校案内デザイン・印刷業務委託

2 目的

求職者に対して、高等技術専門校の訓練内容、修了後の就職先など、入校を検討する際に役立つ情報をわかりやすく提供するとともに、デザインを工夫することにより高等技術専門校に対する興味・関心を喚起して入校生の確保を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

4 委託業務の内容

受託者は次の事項に留意し、別添のパンフレットを参考に若者の興味を惹くようなデザインを作成し、県との協議によりデザインを決定した上で、パンフレットの印刷を行う。

(1) 掲載内容

業務の目的を踏まえ、以下の内容等について、イラスト、写真等を用いて分かりやすく掲載すること。文章、画像は県からの提供とする。

P1	表紙
P2～3	目次及び高等技術専門校全体の紹介
P4～18	訓練科紹介
P19～22	修了生からのメッセージ 支援制度 訓練生アンケート（仮題） 訓練生の活躍（仮題）
P23～27	募集日程・応募方法
P28	県内ハローワーク一覧 委託訓練のお知らせ
P29～30	入校願書（ミシン目）
P31	案内図
P32	オープンキャンパス日程

※仕様書の内容を満たしていれば、提案により基本構成の組み換えやページ数の削減等の変更をできるものとする。ただし、県との協議の上、最終決定するものとする。

(2) 訓練科紹介のページについて

掲載項目は概ね以下のとおりとする。

- ・ 設置校、期間、入校月、対象者、定員、通校定期学割適用の有無
- ・ 訓練の概要
- ・ 就職率、経費
- ・ 取得資格等
- ・ カリキュラム
- ・ 先輩からのメッセージ
- ・ 主な就職先
- ・ 目指せる仕事

(3) 規格等 (原則として下記のとおり。業務の目的を達成するため変更を提案する場合は、県との協議が必要となる。)

ア 規格 A4版両面

イ 色数 4色刷

ウ ページ数 概ね32ページ(編集状況によって増減がある)

エ 紙質 マットコート紙四六判90kg

オ 製本 並製本(中とじ)

カ 入校願書(両面1枚)のページにミシン目を入れること。

キ インクは植物性インクを使用すること。ただし、調達が困難な場合はこの限りではない。

ク 用紙は再生マットコート紙の使用が望ましいが、調達が困難な場合は、できる限り古紙パルプ配合率が高い商品を使用するなど、調達可能なものの中から環境に配慮されたものを選択するよう努めること。

(4) 原稿の渡し方

契約締結後、データ支給(Word、Excel、JPG、PNG等)

(5) デザイン

ア 高等技術専門校の魅力が伝わるデザインとすること。

イ 文字だけでなく、写真を用いてデザインすること。掲載する写真は、県が提供するものを使用すること。

(6) 校正

ア 文字・色校正(デザイン・レイアウトに係る部分を含む)を3回以上行うものとする。なお、県が校了と判断するまで、必要な修正を行うこと。

イ 校正ごとに電子データを納品すること。(校正作業で関係機関に送るため)

5 印刷部数

24,000部

6 納品

(1) 納品期限

令和8年3月19日(木)

(2) 納品方法

ア パンフレット 印刷したパンフレットを100冊ごとに梱包して納品すること。

イ 電子データ 印刷物とは別に、印刷物に係る以下の電子データ一式を納品すること。

- ・PDF形式のデータ
- ・画像ファイル(JPEG または PNG、解像度は、2,894px×4,093px 以上であること)

(3) 納品場所

産業人材育成課ほか 全8か所(別紙参照)

7 業務実施上の条件

- (1) 受託者は、契約締結後速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、県の承認を得ること。また、業務実施に当たっては、県との協議の上で行うこととし、作業の進捗状況について随時報告すること。
- (2) 本業務の中で使用する画像、技術等において、既に他者が著作権や所有権等を有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。
- (3) 受託者が本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を県に提示し、承認を得ること。再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (4) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、県との協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (5) 県は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料を受託者に提供するものとする。
- (6) 受託者は関係法令を順守し、業務に当たること。

8 その他

- (1) 受託者は、県と十分に打合せの上、業務に当たること。
- (2) 業務遂行に当たり発生した疑義等については、県と受託者で協議の上、適切に実施すること。
- (3) 受託者が本仕様書に記載する内容について誠実に対応していないと県が認めるときは、契約の解除を行うことがある。
- (4) 本制作物にかかる一切の著作権は県に帰属するものとする。
- (5) 受託者は著作者人格権を行使しないこと。